

原発ゼロの会

政策提言骨子

2012年6月27日

原発ゼロの会

政策提言骨子の発表にあたって ～原発ゼロの会への参加の呼びかけ～

東京電力福島第一原発事故を踏まえて、我が国の政治がなすべき第一は、「原発ゼロ」に向かうという決断である。事故後、国民の中に広範に生まれた「原発ゼロ」への思いを受け止め、また、世界に向けて我が国の立場を明確にするためにも、政治が原発ゼロにむけたしっかりとした論議と政策選択を行うべきと考える。

私たち「原発ゼロの会」は、本年3月下旬から、7党9名の衆参国会議員による準備会合を積み重ね、このたび政策論議のための骨子を発表するとともに、広く衆参国会議員各位に「原発ゼロの会」へのご参加を呼びかける。

この骨子は7本の柱からなり、原発依存ゼロとともに、使用済み核燃料の再処理もゼロにするための具体的政策に加え、原発推進というこれまでの国家政策を改めるために、原発立地自治体の再生への道にも言及している。同時に、省エネ政策と再生可能エネルギーへの大胆な転換策を提言するとともに、大規模集中から小規模分散型へのエネルギーシステムの転換を含めた新しい経済社会構造を促す政策も加えた。そして、エネルギー政策の決定と実施の過程における国民に開かれた議論の仕組みづくりも提言している。

私たちは、この骨子に基づき、来る7月下旬までには最終的な政策提言をとりまとめ、国民的論議に付したいと思っている。参加する議員の各々が明確に「原発ゼロ」、すなわち今あるすべての原子炉の廃炉と使用済み核燃料の再処理を行わないという政治的意思を持つことを前提とする。また、参加される各議員は、有権者たる国民にそれを自らの政治的公約とするとともに、その所属政党を問わず信念を持って実現させることに全力をあげる。あわせて、国会の中でのエネルギー政策の論議の場として設けた「国会エネルギー調査会（準備会）」への積極的な参加によって、議論の活性化をはかることに努めるものとする。

ドイツでは、東電福島第一原発事故を受けて、全 17 基の原子炉を一旦はすべて止めて、最も危険度の高いと判断された 8 基をそのまま廃炉と決定し、多角的な視点による国民的議論を経て、少なくとも 2022 年までに全原発の廃炉とすることを政治の方針とした。事故当事国であり、まして常に地震・津波・噴火の危険にさらされている我が国では、もはやあらゆる意味で「安全神話」はなりたたない。今ある全原発 50 基の危険を速やかに把握、公表し、何よりも国民・住民を放射能汚染から守るべく、一日も早い危険炉の廃炉を実施するための政治的・経済的、国民的合意のあり方も含めて「原発ゼロの会」の提言とする。

2012年6月27日

原発ゼロの会

民主党	近藤 昭一（衆議院議員） 逢坂 誠二（衆議院議員）
自民党	河野 太郎（衆議院議員） 長谷川 岳（参議院議員）
公明党	加藤 修一（参議院議員）
みんなの党	山内 康一（衆議院議員）
日本共産党	笠井 亮（衆議院議員）
社民党	阿部 知子（衆議院議員）（事務局）
新党きづな	斎藤 やすのり（衆議院議員）

原発ゼロの会

政策提言骨子

目次

政策提言骨子の発表にあたって ～原発ゼロの会への参加の呼びかけ～	2
目次	4
政策提言骨子	
政策提言骨子の概要	6
1 原発依存ゼロのための具体的政策	7
2 再処理ゼロのための具体的政策	9
3 原発ゼロに向けた立地自治体支援のための具体的政策	10
4 省エネ政策の推進のための具体的政策	11
5 再生可能エネルギーへの大胆な転換のための具体的政策	12
6 新しい経済社会構造への転換(エネルギーシステム改革)のための具体的政策	13
7 国民に開かれた議論の仕組みづくりのための具体的政策	14
原発ゼロの会のこれまでの活動	15
原発ゼロの会について	16

参考:各項の起草担当議員

- 1 原発依存ゼロ(笠井亮議員、阿部知子議員)
- 2 再処理ゼロ(近藤昭一議員、河野太郎議員、逢坂誠二議員)
- 3 ゼロに向けた立地自治体支援(加藤修一議員、逢坂誠二議員、長谷川岳議員)
- 4 省エネ政策の推進(加藤修一議員、山内康一議員)
- 5 再生可能エネルギーへの大胆な転換(斎藤やすのり議員、近藤昭一議員、長谷川岳議員)
- 6 新しい経済社会構造への転換・エネルギーシステム改革(阿部知子議員)
- 7 国民に開かれた議論の仕組みづくり(阿部知子議員)

政策提言骨子

政策提言骨子の概要

原発依存ゼロとともに、使用済み核燃料の再処理もゼロにする。
 省エネ政策を推進し再生可能エネルギーへ大胆に転換する。
 原発推進というこれまでの国家政策を改めるために、原発立地自治体の再生への道を示す。
 大規模集中から小規模分散型へのエネルギーシステムの転換を含め新しい経済社会構造を促す。
 エネルギー政策の決定と実施の過程における国民に開かれた議論の仕組みをつくる。

原発依存ゼロ	再処理ゼロ	省エネ政策の推進	再生可能エネルギーへの転換
(1)新規建設の禁止と廃炉の明確化 (2)エネルギー基本計画の提示とエネルギー政策基本法改正 (3)原子炉立地の見直し、安全性に基づく総点検 (4)原子力優遇政策の廃止 (5)原子力防災体制の強化と損害賠償のあり方の改革 (6)核セーフガードの強化 (7)廃炉・核廃棄物処理のための政府機関の設置	(1)政策決定プロセス、官民の役割分担の見直し (2)使用済み核燃料の保管体制の見直し (3)高速増殖原型炉もんじゅの廃止 (4)核燃料サイクル事業からの撤退 (5)再処理における国際的なプルトニウム拡散の防止 (6)核廃棄物処理の促進	(1)省エネルギー政策のビジョン策定 (2)省エネ推進のための税制改革 (3)省エネビジネスの環境整備 (4)節電の具体策 (5)熱利用効率の改善のための「熱政策」の策定	(1)導入目標設定 (2)系統整備と優先接続・給電 (3)固定価格買取制度の適正運用 (4)発電電分離や送電網の整備 (5)蓄電池の技術開発及び再生エネの熱利用の普及促進 (6)海洋エネ発電の実用化と国際競争力の強化 (7)立地規制の見直し (8)復興のエンジンとしての再生エネの活用 (9)再生エネ事業への投資環境の整備促進 (10)IRENAの積極支援

原発ゼロに向けた立地自治体支援 (1)基本的認識(国による適切な支援) (2)「廃炉等に伴う地域活性化支援法(仮)」等による支援枠組みの創設 (3)廃炉支援事業の円滑化 (4)廃炉等による放射性産業廃棄物処理の加速化 (5)「原子力廃炉措置法(仮)」(廃炉等の処理処分組織)の創設
新しい経済社会構造への転換 (エネルギーシステム改革) (1)原発・大規模集中型のエネルギーシステムからの脱却 (2)電力制度の改革 (3)持続可能な社会への転換
国民に開かれた議論の仕組みづくり (1)国会が関与する仕組みづくり (2)多様なステークホルダーが関与し議論する仕組みづくり (3)国民的議論の仕組みづくり (4)情報公開の促進と利益相反防止

1 原発依存ゼロのための具体的政策

(1) 新規建設の禁止と廃炉の明確化

- 1) 原子力基本法を改正する。
推進法から、新規建設禁止の明記と廃炉の方針を含めた改正を行う。
あわせて、原子力政策大綱を見直す。
- 2) 電気事業法を改正する。
原発ゼロへ誘導するための税制上の措置等（減価償却が未了のものに対する措置や総括原価方式の見直し等）を導入する。
- 3) 炉規法（核原料物質・核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律）を改正する。
新規建設の禁止を明確化し、稼働年数の短縮ならびに総発電量の制限を規定する。

(2) エネルギー基本計画の提示とエネルギー政策基本法改正

- 1) 国民の選べるゼロシナリオ（即時、2020年、2030年、2050年）（裏面イメージ参照）と各々の諸負担を提示する。

(3) 原子炉立地の見直し、安全性に基づく総点検

- 1) 全原発の危険度の総点検に基づき廃炉を推進する。
- 2) 立地審査指針、安全審査指針・基準を厳格化し、基準に満たない原子炉を廃炉にする。
- 3) 旧電源開発基本計画の「重要な電源開発に係る地点の指定」を取り消す。

(4) 原子力優遇政策の廃止

- 1) 電源三法（電源開発促進税法、特別会計法、発電用施設周辺地域整備法）を改正し、優遇措置を廃炉に向けたインセンティブに転換する。
- 2) 同様に、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法を改正する。
- 3) 放射性廃棄物の処理について、事業者へ中間貯蔵施設設置を義務付け、国の最終処分の責任を明確にする。

(5) 原子力防災体制の強化と損害賠償のあり方の改革

- 1) 原子力災害特別措置法を改正し、広域の原子力安全協定も義務化する。
- 2) 原子力損害の賠償に関する法律を改正し、賠償措置額の大幅引き上げ、事業者への免責規定の削除、製造者への遡及等による国民負担への転嫁防止を行う。

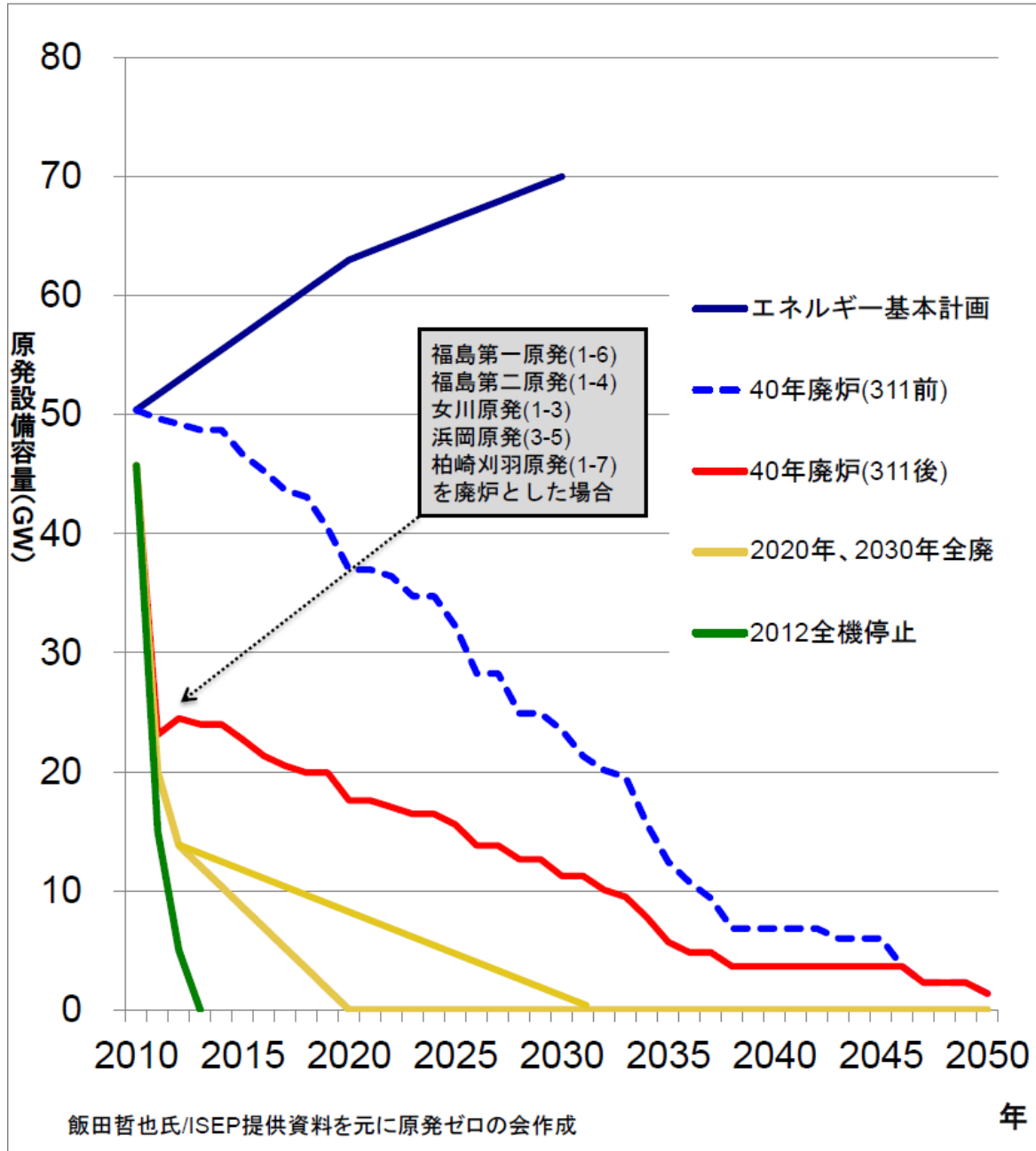
(6) 核セーフガードの強化

- 1) 原子力委員会の廃止を含め、任務を見直す。
- 2) 原子力の軍事利用禁止のさらなる徹底を行う。
- 3) 核拡散防止の観点から原発輸出を禁止する。

(7) 廃炉・核廃棄物処理のための政府機関の設置

- 1) 廃炉ならびに核廃棄物の処理を所管する政府機関を設置する。
- 2) 原子力研究開発機構に廃炉技術の研究開発を担わせる。

原発ゼロシナリオの選択肢（イメージ）



2 再処理ゼロのための具体的政策

(1) 政策決定プロセス、官民の役割分担の見直し

- 1) 原子力政策の決定プロセス、官民の役割分担等全般を抜本的に見直す。
- 2) 新原子力政策大綱を、燃料に対し柔軟な政策選択を可能なものにする。

(2) 使用済み核燃料の保管体制の見直し

- 1) 現存する使用済み核燃料の安全な保管体制の指針を定める。
- 2) 炉内プールでの貯蔵を最小化し、ドライキャスクによる乾式貯蔵へ移行する。
- 3) プールからの搬出体制の整備と安全対策の強化を行う。
- 4) 原発由来の電力の消費量に応じて負担する仕組みを導入する。

(3) 高速増殖原型炉もんじゅの廃止

- 1) 高速増殖原型炉もんじゅは廃炉措置とし、高速増殖炉の商業的活用プログラムから撤退する。
- 2) 日本原子力研究開発機構の人員・予算の大半は、福島事故に充てる。

(4) 核燃料サイクル事業からの撤退

- 1) 原発依存ゼロの計画に応じて使用済み燃料の総量を限定、規制する。
- 2) 原子力発電環境整備機構（NUMO）を廃止し、国が直接、最終処分の責任を負う体制をつくる。
- 3) 最終的な処分方策を決定するまでの中長期的な貯蔵場所（50～100年単位）について、国民的な議論に付す。高レベル放射性廃棄物に関しては、青森県が最終処分地にならないことを確認しつつ、当面の中間貯蔵を継続する。
- 4) 六ヶ所村再処理工場は竣工せず廃止とし、MOX工場の建設も中止し、プルサーマルの導入を中止する。
- 5) 再処理積立金のうち東京電力分は賠償費用支払いへの取り崩しを認める。

(5) 再処理における国際的なプルトニウム拡散の防止

- 1) 日本が保有するプルトニウムの国際管理の枠組みを創設し、プルトニウムを引き渡す。
- 2) 韓国をはじめとする非核保有国における再処理の導入を阻止する。

(6) 核廃棄物処理の促進

- 1) 核廃棄物処理に関する転換炉等の研究は継続する。

3 原発ゼロに向けた立地自治体支援のための具体的政策

(1) 基本的認識

- 1) 「原発ゼロ」という政策転換が原子力施設の立地自治体財政ならびに地域経済に大きな影響を与えることを認識し、国が責任をもって適切な措置を講ずる。
- 2) 全国の原子力施設立地地域それぞれの特性を尊重しつつ、同地域を国家戦略拠点地域に変えるとの姿勢で適切な支援の枠組みを創設する。
- 3) その際、かつての産炭地域振興策の成功例やダム事業廃止特定地域振興特措法案の精神なども参考にする。

(2) 「廃炉等に伴う地域活性化支援法（仮）」等による支援枠組みの創設

- 1) 従来の原発推進政策のための資金等の振り替えを含め、廃炉自治体特区構想を進め、自治体による公社設立による地域整備や産業遊休地の再利用促進、立地地域に所在または起業する企業支援、産業転換の促進、税制優遇策等を講じる。
- 2) いわゆる電源三法ならびに原子力発電施設等立地地域振興特措法の改正による、廃炉促進のための法制度を整備する。

(3) 廃炉支援事業の円滑化

- 1) 排出者責任、汚染者負担の原則を明確にしつつ、放射性産業廃棄物（迷惑施設、迷惑物質）の処理処分を加速させる。
- 2) 廃炉決定から3年程度で廃炉措置事業が始動できるよう、関連支援事業を活性化させる。

(4) 廃炉等による放射性産業廃棄物処理の加速化

- 1) 放射性産業廃棄物への法定外課税を検討し、排出抑制や減量化等を誘導する。
- 2) 国と事業者の責任を明確化し、廃炉費用の積立制度を見直し、廃炉費用の基金を創設する。

(5) 「原子力廃炉措置庁（仮）」（廃炉等の処理処分組織）の創設

- 1) 廃炉技術の研究開発や基準化等を含む廃炉及び廃炉過程全般の円滑化を総合的・計画的・一体的に担い、かつ原子炉廃炉から次のステップへの推進を総合的に推進する組織を創設する。

4 省エネ政策の推進のための具体的政策

(1) 省エネルギー政策のビジョン策定

- 1) 「2000 ワット社会」(注) の推進を検討する (現在 : 約 4800 ワット)。

注 : スイス政府が掲げる省エネ目標数値。世界の一人当たりエネルギー消費量の平均 (17,520kWh/年) を毎時換算した数値。

- 2) 省エネロードマップを策定する (ビジネス環境整備、地方自治体の省エネ計画など)。

(2) 省エネ推進のための税制改革

- 1) 環境税を強化する (現行の石油石炭税から炭素税へ。森林吸収源対策を含む)。
- 2) 節電税を導入する (課税により電気代を上げて節電を動機付ける。税収は還元。スイスで導入)。

(3) 省エネビジネスの環境整備

- 1) ESCO 事業を推進する (省エネ投資の資金を光熱費節約分で回収)。
- 2) 排出量取引制度を導入・普及する。
- 3) 省エネ診断制度を導入し、省エネ診断ソフト支援も行う。
- 4) 節電価値を見直し、節電分買い取りビジネスの展開を支援する (「ネガワット」事業導入)。

(4) 節電の具体策

- 1) 電力ピーク時割り増し制度を導入する (ピークカット)。
- 2) LED 照明および CCFL (冷陰極蛍光灯 : LED の半額程度) の普及を推進する。
- 3) 列島省エネ見える化総点検運動を推進する (省エネポイント、節電ポイント)。
- 4) 空調機・生産ライン等のインバーター活用による負荷軽減を進める。
- 5) 「省エネナビ」のを導入し、測定機導入による待機電力カットを進める。
- 6) 電気事業者との契約電力を下げる。
- 7) 高圧大容量の直流送電等の送電ロスを削減するとともに、融通電力の日常化を実現する。

(5) 熱利用効率の改善のための「熱政策」の策定

- 1) 住宅・建築物の省エネを推進する (ラベリング制度の拡充、省エネ基準適合の段階的義務化)。
- 2) 低温排熱回収システムを普及させる。冷房・冷蔵・冷凍の一系統化 (店舗の省エネ) を推進する。
- 3) 深夜電力で空気熱を使うヒートポンプ式給湯器「エコキュート」の普及を促進する。

5 再生可能エネルギーへの大胆な転換のための具体的政策

(1) 再生可能エネルギーの導入目標

- 1) 2020年代の早い時期に電力の2割以上となるよう、最大限の導入拡大を求める。
- 2) さらに、2030年代の早い時期には電力の4割程度を担えることとする。

(2) 系統整備と優先接続・給電の実施

- 1) 制度・ルール（地域間連係線、優先接続・給電、費用負担、情報公開等）の見直しと明確化を図る。
- 2) 制度・ルールに係る紛争解決組織として電力会社の影響を排除した第三者機関を設置する。

(3) 固定価格買取制度の適正運用

- 1) 買取価格設定の基準は、再生可能エネルギー導入の促進を目的とする。
- 2) 目標導入量、買取価格及び期間の決定プロセスの透明化・明確化を図る。

(4) 発送電分離や送電網の整備

- 1) 電力相互融通や再生可能エネルギー普及のため、必要なスーパーグリッド整備を進める。
- 2) 公正な電力市場を確立させ、新規参入の促進を図るとともに、小売り電力市場を自由化させる。

(5) 蓄電池の技術開発及び再エネの熱利用の普及促進

- 1) 再生可能エネルギー普及のため、蓄電池の技術開発の促進のための各種施策・事業を戦略的に展開する。
- 2) 蓄電池の普及促進のために、補助金・税制優遇、蓄電池普及促進基金及び変電所への逐電設備の設置等の事業を検討する。
- 3) 再生可能エネルギーの熱利用の更なる普及を促進する。

(6) 海洋エネルギー発電の実用化と国際競争力の強化

- 1) 海洋エネルギー発電を分散型電源として実用化させるため、研究開発や規制緩和等の政策支援策を講ずる。
- 2) さらに、国際競争力の強化を見据え、大規模システム導入の制度設計等、需要拡大策の検討も推進する。

(7) 立地規制の見直し

- 1) 風力発電、地熱発電、メガソーラー及び水力発電等の自然エネルギーの普及拡大に向けて、各種法規制（農地法、森林法、自然公園法、電力事業法、建築基準法等）を適正化する。

(8) 復興のエンジンとしての再生可能エネルギーの活用

- 1) 再生可能エネルギー導入のポテンシャルが高く、復興の起爆剤となるところに地域別のインセンティブ（復興特区、実証事業、補助金、税制優遇、規制緩和等）を図る。

(9) 再生可能エネルギー事業への投融資環境の整備促進

(10) 国際再生可能エネルギー機関（IRENA）の積極的支援

6 新しい経済社会構造への転換(エネルギーシステム改革)のための 具体的政策

(1) 原発・大規模集中型のエネルギーシステムからの脱却

- 1) 原発ゼロにむけた取り組みを確実に推進する。(第1項参照)
20世紀型システムから産業構造を抜本的に転換する。
- 2) 省エネ政策、エネルギー効率化、エネルギー消費削減を推進する。(第4項参照)
発電、産業、業務、運輸、家庭など各分野でエネルギーの有効活用を進める。
- 3) 再生可能エネルギーへの大胆な転換を進める。(5項参照)

(2) 電力制度の改革

- 1) 総括原価方式による電気料金制度を見直す(当面は原価の精査と算定ルールの見直し)。
- 2) 卸電力取引市場の活性化を進める。
- 3) 所有権分離による発送電分離を実現する。
- 4) 地域分散型電源を志向したスマートグリッドの整備促進による「見える化」を推進する。
- 5) 電力会社10社による事実上の地域独占体制を見直し、小売自由化促進による消費者の選択権を拡充する。
- 6) 電気事業の規制機関を創設する。
- 7) 新しいエネルギー産業の育成と競争力強化を推進し、エネルギー消費削減によって経済成長する21世紀型経済への転換を進める。
- 8) 新しいエネルギー構造への円滑な転換が進むよう、政治と経済界等との対話を促進し、適切な措置を講ずる。

(3) 持続可能な社会への転換

- 1) 当面の基幹エネルギーとして大胆なガスシフトを進める。
効率の良いLNGコンバインドサイクル発電の促進でCO₂を抑制する。
- 2) 集中管理型から自立・地域分散のエネルギー分権型社会の構築を進める。
エネルギーの地産地消を促進し、第一次産業再生などを通じた地域分権を推進する。
- 3) 都市構造や社会のあり方を見直す。
職住接近の街づくり、コンパクトシティ化を促進する。
LRT(次世代型路面電車)の普及や自転車の促進など移動手段の転換を行う。
自動車から公共交通中心へ、モーダルシフトを促進する。
- 4) 循環型社会への意識改革、資源浪費型のライフスタイルを見直す。
学校・家庭を通じや環境教育をはじめ、広報・啓発活動を充実させる。

7 国民に開かれた議論の仕組みづくりのための具体的政策

(1) 国会が関与する仕組みづくり

- 1) 新たなエネルギー基本計画や原子力政策大綱、それらを取りまとめる「革新的エネルギー・環境戦略」の決定過程ならびに関連施策も含めた実施への国会の関与を担保すべく「国会 総合資源エネルギー調査会（仮）」を設置する。

(2) 多様なステークホルダーが関与し議論する仕組みづくり

- 1) 多様なステークホルダーにより構成され、経済効率のみに偏らず多角的な視点から原子力政策のあり方を議論する「原子力倫理委員会（仮）」を設置する（組織形態等は要検討）。

(3) 国民的議論の仕組みづくり

1) 国レベルでの議論の場を確保する。

討論型世論調査やコンセンサス会議など、諸外国の実践も参考にした手法を実践する。無作為抽出・対面式調査も用いる。

2) 地域での議論の場を確保する。

フランスの原子力安全透明化法や地域情報委員会を参考にした、自治体や地域のステークホルダーによる中立的な議論の場を設置し、その場が国の政策決定過程に関与できるようにする。

(4) 情報公開の促進と利益相反防止のための措置

1) 審議会等の委員の利益相反防止原則を確立する。

既存の関係審議会等に対する国民の信頼を回復すべく、中立性と透明性を確保し利益相反を防止するため、エネルギー政策策定に関連する審議会等における利益相反情報の公開と中立的審査の仕組み、ならびに議事内容等の全面公開を法定化する。

2) 内部通報者の保護を徹底する。

原子力施設の運営や事故、トラブルに関する情報公開を促進するため、公益通報者保護法の改正を行う。

原発ゼロの会のこれまでの活動 (2012年3月27日～6月27日)

◇定例会合・ヒアリング

3月29日(木)	第1回会合
4月5日(木)	第2回会合(+伴英幸氏よりヒアリング)
4月12日(木)	第3回会合(+飯田哲也氏よりヒアリング)
4月13日(金)	会田洋柏崎市長よりヒアリング
4月19日(木)	第4回会合
4月26日(木)	第5回会合(+伴英幸氏よりヒアリング)
5月7日(月)	村上達也東海村長よりヒアリング
5月10日(木)	第6回会合(+立地自治体支援策につきヒアリング)
5月17日(木)	第7回会合(+資源エネルギー庁よりヒアリング)
5月24日(木)	第8回会合(+植田和弘教授よりヒアリング)
5月31日(木)	第9回会合(+産炭地域振興策につきヒアリング)
6月7日(木)	第10回会合
6月19日(火)	第12回会合(+金子勝教授よりヒアリング)
6月14日(木)	第11回会合(+梶山恵司氏よりヒアリング)
6月21日(木)	第13回会合(+資源エネルギー庁よりヒアリング)
6月26日(火)	第14回会合

◇公開フォーラム

4月26日(木)	第1回「国会エネルギー調査会(準備会)」 テーマ:この夏、原発ゼロでも関西の電力は足りるか?
5月14日(月)	第2回「国会エネルギー調査会(準備会)」 テーマ:エネルギー政策見直しの現状と、夏の電力需給見通し
5月21日(月)	第3回「国会エネルギー調査会(準備会)」 テーマ:政府の電力需給対策は妥当?「国民的議論」あり方は?
5月28日(月)	第4回「国会エネルギー調査会(準備会)」 テーマ:見えない論議、これでいいのか?エネルギー政策見直し
6月5日(火)	第5回「国会エネルギー調査会(準備会)」(原発危険度総点検) テーマ:原発危険度総点検～日本のすべての原発を多角的に検証
6月13日(水)	トーマス・コーベリエル自然エネルギー財団理事長講演会
6月19日(火)	第6回「国会エネルギー調査会(準備会)」 テーマ:電力システム改革の方向性とエネルギー政策見直し

◇記者会見

3月27日(火)	発足記者会見
4月6日(金)	大飯原発再稼働問題に関する記者会見
4月24日(火)	国会エネルギー調査会(準備会)立ち上げ記者会見
6月27日(水)	政策提言骨子発表

◇政府への要請・申し入れ

4月6日(金)	大飯原発再稼働問題に関する要請(対応:藤村内閣官房長官)
5月8日(火)	総合エネ調基本問題委の運営改善の要請(対応:牧野経済産業副大臣)
5月25日(金)	エネルギー政策見直しに関する要請(対応:古川国家戦略担当大臣)
6月7日(木)	大飯原発再稼働問題に関する要請(対応:齋藤内閣官房副長官)
6月19日(火)	原子力委員会改革に関する要請(仲介)(対応:園田内閣府大臣政務官)

原発ゼロの会について

原発ゼロの会は、与野党の超党派国会議員により去る3月27日に発足し、以下の発足趣意に基づき政策提言づくりを進めてきました。

◆発足趣意書

東京電力福島第一原発事故から1年が経った今、十分な事故の検証も待たずに再稼働問題が浮上しています。一方、国民の多くが原発をなくすことを望みながら、国の政治にあっては今後の原子力政策についての明確な方針が語られていない現状があります。そこで私たちは、超党派の国会議員有志による「原発ゼロの会」を発足し、全炉廃止にむけての積極的な政策提言を行いたいと思います。

位置づけ

1. 超党派で原子力政策の大転換をはかる。
2. 原発ゼロへの国民の思いの受け皿となる。

具体的政策

1. 原発依存ゼロ
原子力発電所の新增設計画の中止、廃炉の促進、立地自治体支援。
2. 再処理ゼロ
核燃料サイクル事業からの撤退、使用済み核燃料の乾式貯蔵と直接処分。
3. 再生可能エネルギーへの大胆な転換
発送電分離や送電網の整備、エネルギーロスの最少化。

具体的方策

1. 政策勉強、意見交換の定例実施（毎週）
2. 6月中目途に政策をとりまとめ、国民的論議に。
3. 次回総選挙での国民の判断に供することも検討（例えば、「原発ゼロマーク」の普及）

以上を提示し、今後随時参加者を募ります。政策を軸に党派を超えて国会議員がつながり、「原発ゼロ」実現への原動力となります。

原発ゼロの会事務局

阿部知子事務所 Tel: 03-3508-7303 /Fax: 03-3508-3303 /E-mail: morihara@abetomoko.jp
